

新たな市民活動支援制度について（案）（詳細版）「小田原市市民活動応援制度」

※名称は全て仮称です。
コラボアップ

コース	スタートアップ		ステップアップ		タイアップ		コラボアップ	
	スタートアップ		ステップアップ		タイアップ		チャレンジ	プロGRESS
対象事業	地域社会が抱える課題の解決に向けて、新たな市民活動団体が取り組む事業		地域社会が抱える課題の解決に向けて、市民活動団体が取り組む事業		地域社会が抱える課題の解決に向けて、市民活動団体が行政を除く他主体と協働で取り組む事業		地域社会が抱える課題の解決に向けて、市民活動団体が行政を含む他主体と新たに協働で取り組む事業	
申請者※1	市民活動団体						申請時点で、少なくとも1年以上継続して市民活動を行っている団体に限る。	
協働相手※1	なし				以下のうちから1者以上と協働 ・市民活動団体 ・地域活動団体 ・事業者		行政と必ず協働、加えて以下のうちから任意で協働 ・市民活動団体 ・地域活動団体 ・事業者	
交付回数※2	同一の団体では1回のみ (申請時点で団体の設立から3年以内) (新旧制度の全コース合わせて1回のみ)		同一の事業では3回まで (旧制度の同コースも回数を含む) 年度ごとの申請及び審査が必要		同一の団体では3回まで (タイアップコースに3回採択されたことのある団体は提案に参加できない。)		同一の団体では1事業のみ2回まで 同一の事業では3回まで	
上限額	10万円		20万円		30万円		30万円	
補助率	100%		70%		70%		90%	
事業の動き	令和5年度に募集開始（令和6年度事業）						令和6年度に募集開始（令和7年度事業）	
事業実施までのスケジュール	4月							行政から参考提示するテーマの決定
	5月							募集期間 行政以外の協働相手とは事前に調整 コーディネーター支援あり
	6月							
	7月							担当課を決め、提案団体と意見交換 担当課からの意見書提出
	8月							書類審査（部会） （担当課はオブザーバーとして出席）
	9月						行政から参考提示するテーマの決定	提案団体と担当課の意見交換 提案書を共同でブラッシュアップ
	10月	募集期間						プレゼン審査（部会） （実施主体はプレゼンに同席）
	11月						UMECO・地域政策課によるコーディネーター支援あり 協働相手と事前に調整した上で申請（チャレンジコースは行政の担当課と事前調整）	実施主体間で細部調整
	12月	提案書のブラッシュアップ						実施主体間で協定書等を締結 担当課から、負担金等を支払う。
	1月	関係課からの意見書提出						
2月	書類審査					担当課はオブザーバーとして書類審査に出席		
3月	プレゼン審査					実施主体はプレゼンに同席		
4月	事業開始							
審査員	市民活動推進委員会委員（8名）						市民活動推進委員会部会員（4名）	
審査項目	①公益性・・・事業が市民に開かれ、社会貢献度が高い。 ②自主性・・・事業に対する熱意、チャレンジ性に溢れている。 ③創造性・・・事業に対するアイデア、工夫に富んでいる。 ④継続性・・・将来にわたり、事業が継続される可能性が高い。 ⑤発展性・・・本制度をきっかけに、事業が成長する可能性が高い。 ⑥事業実現性・・・事業が、実行可能な方法、スケジュール、予算で立案されている。 ⑦費用対効果・・・事業費の積算が適正である。補助金等の用途が適当である。				⑧相乗効果・・・協働による相乗効果が期待できる。 ⑨役割分担・・・役割分担は適切であり、それぞれの特性が生かされている。		⑩市施策との整合性・・・市の総合計画に沿っている。	
選考方法	(1) 「①公益性」を1人10点満点で採点する。 (2) 「②自主性」～「⑩市施策との整合性」（⑧～⑩は対象外のコースあり）の各項目について、課題があると判断されるものに「×」を付ける。 (3) 「①公益性」～「⑩市施策との整合性」（⑧～⑩は対象外のコースあり）を総括し、「総合評価」として1人10点満点で採点する。 (4) 全委員の採点結果を集計し、スタート～チャレンジコースまでまとめて序列化し、通過・不通過を順番に判断する。						(1) ①～⑩の各項目を1人10点満点で採点する。 (2) 全員の平均点等を参考に、通過・不通過を判断する。	

※1 主体の定義

- ・市民活動団体…市内を中心として市民活動を行い、今後も継続する見込みのある3人以上の市民（市内に在学、在勤、在活動をする人を含む）で構成する、直接的に営利を目的としない団体
- ・地域活動団体…概ね地区自治会連合会以内の範囲で、地域住民のために活動している団体
- ・事業者…事業収入を継続的に得ている組織

※2 経過措置

- ・旧制度のステップアップコース・プランBにおける継続事業については、新制度においても上限額30万円、補助率50%で申請できる。